

成年後見制度に係る事業検討委員会について

1. 成年後見制度に係る事業検討委員会

平成12年4月に現行の成年後見制度が開始され13年を経過した。この間、成年後見制度は地域住民や関係機関に着実に浸透し、後見等申立・選任件数は首長申立も含め、年々増加の一途を辿っている。成年後見制度の周知がすすむ一方で、後述する事業の他にも、「本人が死亡した後の事務処理」「医療行為への同意」「金融機関の対応」等といった制度やしくみの諸課題が顕在化している。このような状況の中、東村山市では平成20年4月より東村山市成年後見制度推進機関を設置（東村山市社会福祉協議会に運営委託）し、成年後見制度の推進を図っている。

本検討委員会は、成年後見制度に関する様々な課題がある中で「東村山市第4次地域福祉計画」、「東村山市第4次地域福祉活動計画」、東村山市社会福祉協議会の「第4次社協発展・強化計画」に掲げる成年後見制度に関する重点事業である「市民後見人の養成・活用」「社協による法人後見監督」「社協による法人後見」の取組み方針について必要な事項を検討するために設置された。

今後については、親族等による成年後見の困難な方の増加が見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まることも考えられます。加えて経済の悪化等により後見人報酬の負担が困難な方が増加することも見込まれます。そのため、市民後見人の活用や法人後見監督等の制度の適正実施について研究を進めていきます。

東村山市第4次地域福祉計画 「第2編 地域福祉のまちづくり構想」
「第2章 地域福祉計画の重点施策」内【成年後見制度の推進】より抜粋

2. 開催日程・内容

	開催日	主な検討内容
第1回	24年12月20日	(1) 正副委員長選出 (2) 検討項目の現状と課題 東村山市における権利擁護システムの充実に向けて 市民後見人の養成・活用 推進機関（社協）による法人後見監督 推進機関（社協）による法人後見 (3) 今後の進め方
第2回	25年1月29日	(1) 検討項目の現状と課題 市民後見人の養成・活用 推進機関（社協）による法人後見監督
第3回	25年2月25日	(1) 検討項目の現状と課題 市民後見人の養成・活用 推進機関（社協）による法人後見監督
第4回	25年4月17日	(1) 検討項目の現状と課題 市民後見人の養成・活用 推進機関（社協）による法人後見監督 推進機関（社協）による法人後見
第5回	25年5月20日	(1) 求められる役割と課題 市民後見人の養成・活用 推進機関（社協）による法人後見監督 推進機関（社協）による法人後見
第6回	25年6月17日	(1) 求められる役割と課題 市民後見人の養成・活用 「権利擁護センターみたか」視察報告 推進機関（社協）による法人後見監督 推進機関（社協）による法人後見
第7回	25年7月8日	(1) 検討結果報告書（案）について (2) 今後の進め方について

3. 検討経過

(1) 「市民後見人の養成・活用」と「推進機関（社協）による法人後見監督」

1. 概要

市民後見人とは、弁護士や司法書士等の資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方である。年々増加する成年後見人のニーズに対して、地域における後見人の担い手として「市民後見人」への期待が高まり、全国的にも広がりを見せている。市民後見人は、基礎講習を受講し基礎知識や心構えを学んでいただいた後、成年後見制度推進機関にて実習活動を通じて経験を積み、市民後見人としての適性を見極めたうえで、後見人候補者として紹介・推薦していくこととなり、その後の活動に際しても、成年後見制度推進機関等が「後見監督人」として選任されることが原則とされている。

これらを踏まえ、東村山市としては「市民後見人の養成・活用」、「成年後見制度推進機関（社協）による法人後見監督」についてどのように取り組むべきか。制度を実施していくとした場合、どのような形で実施すべきかについて事業検討委員会で検討いただいた。

2. 主な意見

1. 市民後見人養成事業を実施し、市民後見人の養成に努める。
2. これまで東京都が行ってきたプログラム（養成講習）については、東村山市単独開催が困難な場合、広域（ブロック）開催の可能性を見据えて関係各市との調整を図る。
3. 市民後見人養成事業の実施と並行し、市民後見人の受任を可能とするため社協による法人後見監督受任準備をすすめる。
4. 上記事業の安定的・継続的实施のために、事業関連予算の確保、担当常勤職員の複数配置が必要である。

(2) .「推進機関（社協）による法人後見」

1 . 概要

法人後見とは、文字通り「法人」が後見業務を行うものであり、専門職か市民を問わず「個人」で行う後見とは異なる。法人後見を実施することで、個人での後見では対応が困難とされるケース（身上監護を中心としたケース、長期にわたり支援が必要なケース、個人で対応するには危険を伴うケース等）に対して、セーフティネットとしての役割を担っていくことが期待されている。

そこで、「推進機関（社協）による法人後見」の必要性や、それを社会福祉協議会が担う意義。また実施する場合についてはそのあり方について事業検討委員会で検討いただいた。

2 . 主な意見

- 1 . 「地域のセーフティネット」として社協が法人後見を実施する意義は非常に大きく、行政との緊密な連携において、社協による法人後見受任ができるよう準備をすすめる。
- 2 . 上記事業の安定的・継続的实施のために、事業関連予算の確保、担当常勤職員の複数配置が必要である。